

D V被害者の自律と政府介入の正当性

Autonomy of Domestic Violence Victims and Justifications
for State Intervention

澤 田 知 樹
Sawada, Tomoki

ABSTRACT

This article looks at three issues in particular. First, it examines the risk assessment conducted in cases of domestic violence, which is a tool used as the basis for justifying intervention in accordance with a woman's decision making rather than assessing and here objectives. In order to strike a better balance, the legal system needs to maintain the strengths of the risk assessment tool and the lethality assessment screening program, while minimizing unintended consequences with regard to a woman's dignity and autonomy.

The second main issue examined concerns privacy. In the past, the right to privacy concerned the family unit, rather than having an individual basis. That is, the family as a unit had the right to privacy vis-à-vis governmental intervention and regulation. The state often intervenes in the case of poor, single-mother families and seizes custody of the children not because the children have been or are at risk of being injured in some way, but rather because the mother has allegedly entered into an illicit relationship with an unsavory man, abused drugs or alcohol, or deviated in some way from traditional social norms.

The third and final point of emphasis concerns the value of a public and private sector consensus on policy issues whose scope extends beyond gender, thereby achieving a fruitful balance aimed at ameliorating a broad range of group

inequalities. One example is the commitment of some corporations to maintain female representation on their corporate boards. Such private — sector efforts to foster gender equality can contribute to a more concrete vision of gender equality.

はじめに

米国では州法においてDVの加害者に対する刑事処罰が定められている。それらの加害者の責任追及の過程において結果的に様々な問題が生じていることについてはすでに述べた⁽¹⁾。それらの問題についての考察として、公的機関による被害者保護のための介入と被害者の自律とが緊張関係にあること、それについての問題の紹介や解決策の模索がなされている⁽²⁾。そこでは、刑事責任追及の過程において、被害者の意思にかかわりなく手続を進行させることがあるため、それらにより予期しない結果が生じたり、また被害者の自由な意思決定が害されることなどが指摘されている。

本稿においては、それらの公的機関による被害者の自由な決定に対する介入についての考察を試みようと思う。公的機関の介入について、プライバシー権や自由権との関係から考察している米国の論者の主張を見ながら考察を進める次第である。第1章では、DV被害者の自己の判断とそれに対する公的機関の評価などについて述べる。第2章では、福祉などの公的支援の受給者のプライバシーについて述べる。この章で述べることは主に公的支援受給者についてはあるが、DV被害者が生活上の保護を受けるには共通する課題もあるので、ここで述べることにする。なお、1章では刑事プロセスによる介入について扱うのに対し、2章では福祉提供機関による個人への介入について扱う。刑事手続プロセスと福祉提供は別問題であるが、個人のプライバシーや決定権等の自律という観点から共通するところがあると考えるので、両者についてそれぞれ述べることにする。そして第3章では、女性の社会進出についての主張を紹介する。このテーマは1章、2章で扱うテーマとは直接には関係ないかも

知れないが、DV被害者の救済あるいは問題解決の可能性のひとつとして女性の経済的自立は重要な課題であると考えるので、女性の社会進出について述べることにする。もちろん、女性の経済的自立がDV被害者救済あるいは問題解決のすべてではないが、それらについての重要な可能性のひとつであると考え

第1章 被害者の自己評価

1. DV被害者についてのリスク評価

DVに対する強制介入政策は、女性の安全の確保を第一目標として行なわれてきた。将来に行なわれるであろう身体的暴力のリスクについての公的機関による評価が重視されてきた。そのリスク評価においてあるひとつの仮定が見られる。それはDVは結局は殺人といった結果をもたらすあるいは少なくとも深刻な身体的傷害をもたらすという仮定のもとに行なわれてきた⁽³⁾。またあるひとつの仮定は、DVの対象となった女性は、加害者から離れることを選択しない限りあるいは制度的なアクターによる措置を受けない限り、意思決定の能力を欠き、それにより、加害者との関係について適切な判断ができないというものである⁽⁴⁾。そしてこれらの評価方法の根底にあるものは、女性の意識を「高め」、自分が受けている虐待と将来の虐待のリスクの「真実」を見極め、そしてDV被害者支援サービスの評価に従って法的措置を採ることが適切であるという信念である⁽⁵⁾。

これらのリスク評価は、最終的には女性を法システムの対象へと向かわせようとすることになる。だが法システムやサービスは、実際には女性の生活を改善することにはならないであろうし、さらに彼女たちを危険にさらすことになるかも知れないという主張もある⁽⁶⁾。

そのようなリスク評価の前提によりまたある問題を提起する。システムのアクターたちの目標は、たとえば患者の虐待のリスクについて誤った理解を避けるという願望、翌日の新聞で患者が殺害されたという記事を見たくないという

ことである。DVを受けている女性について将来殺害されることを予告し警告することができなかったことについて、評価者が責任を感じるということである。⁽⁷⁾このような意識があるために、システムのアクターたちは、女性が自ら目標として評価していることよりむしろ女性の判断に対して介入することを正当化してきた。⁽⁸⁾そしてそのようなリスク評価に基づき審査を行なった行政官は、女性にとって致命的と評価されたリスクを減少させるという自身の信念により介入を決定することになる。⁽⁹⁾

そのようなリスク評価方法よりも女性自身のリスクに対する予見の信頼性のほうがより正確であるという主張もあるが、リスク評価方法が女性の自身の予見より優れているというデータは示されていないようである。だがリスク評価方法は、身体的暴力の行動についてしか考慮されておらず、女性の自身の暴力体験やそれに対する理解、そして外部からの被害者に対する保護について考慮していないということから、不完全であるかも知れない。⁽¹⁰⁾

2. 被害者への対応と被害者の尊厳

Maryland 州における致命的リスク評価プログラム (Lethality Assessment Program) はプロトコルを定め、その中で次のように表明している。通報を受けて対応する警官は、被害者に対し被害者としての評価を受けるように助言 (advise) し、カウンセラーに相談することを薦める。ここでプロトコルは明記している。警官は、彼女 (彼) の同意を求めることを忘れるべきではないと。そして次のステップとして警官に次のことを求めている。被害者がカウンセラーに相談することを欲しないときには、ガイダンスを求めるためにカウンセラーに相談することが必要であることを被害者に告げ、そして被害者に再考するように穏当に求める。そしてその次のステップとして、もし被害者がなおカウンセラーに相談することを欲しないときは、同様の対応を最初からやりなおすと表明されている。⁽¹¹⁾

また、プロトコルは次のように表明している。警官が法律執行官としてそこ

ににいるというだけでも、被害者はカウンセラーに相談することを強いられていると感じてしまう。被害者に対して、カウンセラーに相談するか否かを選択することができる⁽¹²⁾と告げるかどうかで、警官は被害者を助けることができる。

DV事例について刑事的対応が行なわれるとき、その手続進行の最初の入口となるのは、通報を受けて駆けつけ対応する警官である。その第一ステップにおいて、被害者に強制を受けていると感じさせることのないように配慮することは重要であると考えられよう。刑事的対応において次なるステップは必要的逮捕 (mandatory arrest) やノードロップ (訴追不回避) 政策であるが、これらについては以前に少し述べた⁽¹³⁾ので、その仕組みや利点・欠点についてはここでは割愛する。ここでは州の介入権限と個人の自由意思との関係について少し述べる。

プライバシー権は暴力から逃れて生活する権利を確保することであるということ⁽¹⁴⁾を推奨する論者もいる。虐待の対象となっている女性には、その暴力に関して自身で決定することについて政府からの介入を逃れる権利を有する。女性には自分のパートナーとの関係を定義する権利がある。なぜなら暴力が行なわれている場合でも、それが極端でない限り、女性の決定権は、政府が暴力について言明する利益に優越するからであると主張される。

女性の暴力を受けるリスクについての評価に、法律関係者以外のアクターを加えることがよく提唱されているが、そのような評価方法は、その進行が法律関係者のみならず、私的な代理人、DVシェルター従事者、DV電話相談者、ヘルスケアワーカーといった人々によっても行なわれることから、プライバシー権に関してはより侵害的であると考えられる。いま必要なことは、政府やDVに関する法システムが個人の尊厳についての権利に踏み込むことがないように境界線を確定することであると⁽¹⁵⁾考えられると主張される。

DVの被害者が政府からの介入を受けるかどうかに関して、プライバシー権の一環として捉えて考察する論者もいる。プライバシー権は基本権のひとつではあるが、それらは政府の権限によるコントロールの対象をなり、それをなす

にあたっての政府利益が十分に高いことが示されたときには、規制の対象となる。だがDVの場合においては、プライバシーは消極的な権利と見られてきたため、政府が介入することを正当化することができなかったときは、プライバシー権は政府の関与を否定する方向に働く⁽¹⁶⁾。

この考え方は政府の介入を欠くが故に、被害者は政府による救済を受けられない。つまり、プライバシー権が政府による保護を排斥してしまうという考えへと向かうかもしれない。このような考え方についてはプライバシー権の主体をどのように捉えるかについての考察に関連すると考えられる。つまり、プライバシー権の主体を家族体を単位とするという伝統的な認識に従えば、それにより、政府の介入を排除し、よってDVなどのファミリーバイオレンスの被害者は保護されないことになる。これについては次章で述べる。

また、政府からの介入を受けないことは、自由権の一環であると捉えることもできる。米国の最高裁は、自由権が人間の尊厳の権利や自立を遂行する能力を提供することができる⁽¹⁷⁾としめている。自由権が侵害されたか否かを判断するにあたっては、個人の自由の利益が政府利益に対してバランスされなければならない⁽¹⁸⁾。自由の中核は、存在、意味、世界観、人間生命の神秘性についての自己の認識を自身で定義することである⁽¹⁹⁾。DVの対象である女性には、親密な関係における暴力についてどう表明することがベストであるかを選択する権利がある。政府が女性の選択を特定の方向に向けさせることやあるいは強いることのような介入は、彼女の尊厳の利益を侵害することとなり、より厳密な審査(hightened scrutiny)の対象とすることが必要である⁽²⁰⁾と主張される。

政府の介入が個人の自由権を侵害するものとして裁判所で争われ、裁判所が原告の主張を認めたならば、政府のその介入行為は違憲とされ、その効力を失うことになる。そこでは、政府のある特定の行為を止めることはできるが、別の形態の保護を求めることはできない。政府による保護は法律により予め用意されたものに限られる。それを否定すれば、保護はかなわなくなってしまう。まさに“All Agencies or all Victims”⁽²¹⁾である⁽²¹⁾と考えることができよう。このよ

うに結論づけてしまえば、論議は同じところを巡ってしまう。被害者の尊厳や自立と政府による保護のための介入との緊張関係についてはさらに考察を続けることが必要である。

3. 初期の女性の権利

リベラル哲学者による理解として、個人の自立の根底的な解釈は、その人の身体的存在を支配する権利である。女性、奴隷、ネイティブアメリカンそして他の植民地のグループは歴史的に自立を否定されその結果、彼らの身体に対する支配は法律の問題とされてきた。人身売買の合法性、所有権による女性の身体に対する合法的な制裁、そして女性に望まぬ子どもを生むことを強いることは、リベラル哲学により寛容されてきたところの依存と従属の例である。実際に合衆国憲法は、リベラル思考に深く根ざした男性たちによって起草され自由と平等の理想が反映されている。しかし、多くのリベラル哲学者と同様に、憲法の起草者たちは、その普遍的な文章にかかわらず、特定のグループの人々を憲法による保障から排斥することができた。なぜなら、これらのグループについて「本質的に権利のすべてを有効に行使する能力に欠ける」と見なす人々がいたからである。⁽²²⁾

このように排斥されたことに対する反動により、女性たちは努力に駆り立てられ、成果を収めた。20世紀の中頃には女性たちは社会や州から、夫やパターナルな家庭の従者としてではなく、個人として認識された。これにより、他の権利についても進めていく基礎が形成された。⁽²³⁾

そして、公正性の問題として入り口となる闘いは、女性にとっての個人権を確立することであった。それにより法律を社会の視点から女性を男性と等しいとすることができ、男性がすでに享受している機会を提供されることになる。リベラルは、人々は自律的個人であり個人的希望・要望に応じて自分の利益について決定することができるとする。性差別主義は、男女の各自の個人的希望・要望にかかわらず男性や女性の役割をまっとうすることを求めるもので

ある。女性と男性との間の不平等を解決するには、性別にかかわらず同じ選択を個人に提供するべきである。⁽²⁴⁾

リベラルフェミニストたちは、州による保護主義敵庇護化政策と保護承認政策に対して闘ってきた。しかし、プライベートな機構として位置づけられた家庭への介入に州が消極的であり続けたことにより、公的領域における女性の平等的地位は、家庭のドアの中に入ることを止められた。このドアの背後で、伝統的なヒエラルキーと不平等は、州による政策や規制による審査を受けることなく続いた。そして、家庭は不平等に対する闘いの場であり続けた。⁽²⁵⁾

DVは主に女性が被害者であり、女性にとっては永続する問題であった。フェミニストにとって、DVは平等を達成するにあたっての大きな障害であると認識された。米国においてフェミニストが取り組んだ入り口の努力は、そのような問題が存在するという認識をさせることそのものであった。1960年代から1980年代におけるフェミニストのDVについての主な活動は、第一にそれが犯罪であることを州に認めさせること。第二に、加害者を罰させることであった。⁽²⁶⁾

そしてDVに関わるフェミニズム活動家にはなすべき選択があった。ひとつは、女性が生きる環境を変革するという努力を続けるということ。いまひとつは、新しいアプローチを採り入れ、加害者を追及し処罰することを州に求めることであった。リベラルフェミニストの活動は後者の道を探った。⁽²⁷⁾

4. 女性のステレオタイプ化

フェミニストの活動が功を奏し、DVの刑事犯化が採用され、さらに必要的逮捕やノードロップ政策が採用されていったわけであるが、フェミニストの中には、これらの政策についてさらに批判する者もいる。それらの政策や改革は無遠慮な機能であることがわかってきた。それらは、親密なパートナー、生活を依存しているかも知れない者によって行なわれる犯罪を扱うにあたってニュアンスのないアプローチであるということである。必要的逮捕やノードロップ

政策は、少数派の家庭に不利益的（disparate）影響を及ぼすこと、あるいはそれらは予期せぬそして不幸な結果をもたらしてしまうこともある。そのような強制政策は、州による介入の政策を恐れる被害者を、パートナーによる虐待を受け続ける状況に追いやってしまうという問題が生じている。被害者としての位置づけられた女性は、最初は虐待者によって悩まされ、そして次に家長的支配的な州の手によって悩まされる⁽²⁸⁾。また被害者の加害者に対する生活依存も重要な要素であると考えられる。人には生活のために他者に全面的に依存している時期もあることについて勘案していないとの批判もある⁽²⁹⁾。生活の依存については、生活保護の問題にも絡んでくる。これについては次章で述べる。

もうひとつの問題として生じたのは、法体系の中で保護を必要とする弱者グループとしての女性のステレオタイプ化が続けられているということである。そのような差異が女性の自立や自由を減殺するときには、フェミニスト活動家はそのような活動に焦点をあてようとしないうとして理解されているようである。法律は女性に対しパターンリスティックな保護を試みる。また、社会的な領域では女性は平等で能力を有しそして自由であると考えられているが、彼女たちの選択は微妙でより狡猾な力によって形成されている。そのような微妙に存在する強制力はあまり理論化されず、よく理解されていない。そしてそのようなものは、自分たちの選択する力という幻想を好む女性たちによってしばしば否定されている⁽³⁰⁾。

また人権のフレームワークはもはや伝統的な公的私的二分論を意識するものではないという主張もよく聞かれる。この考え方では、ファミリーバイオレンスはもはやプライベートな問題ではなく政府の介入を要求する公的な問題であるとする⁽³¹⁾。

これら弱者としてのステレオタイプ化や問題の公的化の主張は介入を強化するベクトルである。それに対して自律や尊厳を重視する主張は介入を弱化するベクトルである。このような相反するように見える主張について考えるとき、「介入」の態様や内容、よりニュアンスかされたアプローチが必要になってく

るであろう。このテーマについては多くの論者が取り組んでいるようである。介入か自律がという相反するベクトル、それに関連する保護の必要性や態様についてさらに検証・考察を続けなければならないであろう。

第2章 プライバシーと家庭

1. 家族単位のプライバシー

プライバシー権という解釈が最初に認められたのは、*Girswold v. Connecticut* であるが、その判決においてプライバシーは個人に固有の権利ではなく、単位体 (entity) に固有のものであるとされた、家族を単位 (unit) として政府による介入や規制から保護されるというのがこの判決の示すプライバシー権であった。⁽³²⁾その後、*Eisenstadt v. Baird* においてこの権利は、個人の固有のものであり、個人の生活を政府の介入から保護するために機能するものへと移行した。⁽³³⁾*Griwold* において最高裁は、Connecticut 州の法条文は既婚者に適用される限り合憲であると判断した。⁽³⁴⁾この判決によれば、プライバシーの権利は異性間の婚姻関係の尊厳について存するものであり、政府による侵害からの保護を受けることができる単位であると考えているようである。⁽³⁵⁾

Eisenstadt 判決では、プライバシー権はもはや家庭に固有のものではなく、自立したそれぞれの個人にも認められるとした。最高裁は平等保護条項 (Equal Protection Clause) は既婚・未婚によって差別することを州に対して禁止しているとした。⁽³⁶⁾既婚のカップルは独立した単位体ではなく、知性的にも感情的にも別々の二人の結合であると考えた。プライバシーの意味するところは、それは既婚・未婚を問わず、令状なしで政府に侵入されることのない個人の権利であるとされた。⁽³⁷⁾

この動きのように、政府から介入されることのない権利は、家庭単位ではなく個人に対して保障されているという方向へと転換したわけであるが、既婚のいカップルのみならず子どもが絡んでいるときには、最高裁の判断には微妙なブレが見られる。*Michael H. v. Gerald D.* において最高裁は、プライバシー権

のバラエティである単位体の概念を用いて、実の父親の子どもに対する訪問権を否定した。⁽³⁸⁾ Scalia 判事は、実の父親にはその子に対する法律上の主張はできないとした。その後の婚姻関係の中で産まれた子に対して、実の父親はその構成者ではないと意見を述べている。⁽³⁹⁾ 最高裁の多数派は、婚姻関係外の親の権利を容認するような州の介入は適切でないとしている。⁽⁴⁰⁾

この判決により家庭単位体のプライバシー権の概念が復活しそして個人のプライバシー権が後退したと捉えるべきではないと主張される。⁽⁴¹⁾ だがこの判決は、子どもの福祉を考慮するときには、個人のプライバシー権や自由の利益 (interest) との間に緊張関係が生じることを示しているかも知れない。そしてその関係を調整するための特別の配慮が必要になってくるかも知れないことを示唆しているかも知れない。なおその後、最高裁は同様の問題について語るときには自由の文言を用いるようにシフトしてきているようである。⁽⁴²⁾

2. 「公的」な家族

プライバシー権は初期のうちは家族単位で認められている時期があった。家族の単位は夫・妻・子どもの構成要素からなるものであると解されるであろう。所期の頃のプライバシー権に関する判決では、既婚・未婚の区別を行い、政府(州)からの介入を拒むことができるのは既婚のカップルであるという理解がなされていた。それでは、未婚の者とその子どもといった家族形態の場合はどうのように理解され扱われるのであろうか。それについて考察するにあたっては家族の役割ないし目的といったものについて次のような理解もある。リベラな民主主義秩序は家族が次世代の市民を生産することに依存している。家族単位体のプライバシーという概念が正当化されるとすれば、それを根拠としているかも知れない。もしそうであるならば、州の基準に適合しないような、適正な市民を生産することができないと考えられる家族については、州による介入が正当化されると考えることができるかも知れない。⁽⁴³⁾

またフェミニストの中には次のように主張する論者もいる。夫もしくは父親

の不在のときには、プライベートな家庭は「公的」なものになる。未婚の母で経済的に不十分な者、そして男性が不在のときには、母あるいは子どもの養育者としてその支援を州に求めることになるのは明らかである。そのようなシングルマザーの家庭は、社会的経済的状況は「公的」なものとなってしまう⁽⁴⁴⁾。もっともこの主張に対しては、夫・父親となる男性がいても公的サービスや他の形態の支援に依存しているときには、そのような家庭は「公的」になるとの批判もある⁽⁴⁵⁾。

いずれにしろ、経済的に不十分なことにより何らかの公的支援を受けているときには、何らかの介入を受けることが不可避的になってくるであろう。経済的に不十分な女性や家庭の貧困といった事由により、プライバシーの権利は停止されてしまう。何らかの公的支援を受けていれば、それによるプライバシーの侵害や後退の可能性が生じる⁽⁴⁶⁾。現行の経済システムの中では権利はすでに富裕者のみに約束されている。経済的に不十分な者は、福祉を受けることと引き換えにプライバシー権を手渡すことになる⁽⁴⁷⁾と解釈する論者もいる。

以上のようにこの節では、経済的事情によりプライバシーを失うことになることについての見解を見た。経済的事情が実質的に不平等を招くことは、伝統的なテーマである。従って、そのような背景的な事情が存在することを認識することが必要であるということではあるが、それは本稿のテーマではない。

3. プライバシーと家庭

先に述べたように、リベラルな民主主義的秩序は家庭が次世代の市民を生産することに依存していると仮定しよう。そして適正な市民を生産することができないと考えられるような家庭については、州による介入が正当化されるかも知れない。また、プライバシーの単位体 (entity) という解釈は「伝統的」な家族を保護するために設計されたものと見ることもできるかも知れない。経済的不十分性等に帰する不十分性は、「伝統的」な家庭と同様には機能することができないであろうという仮定から導かれるであろう。

「伝統的」家庭とは父・母・子どもの三者構造から成る家庭であり、それに対して母・子どもの二者構造から成る家庭は不十分と推測されよう。このような家父長制度による他律的家庭の理想に適合しない家庭は、州からの介入を受けないことについて十分でない家庭として構成される。⁽⁴⁸⁾未婚の女性が主であるような家庭は、「単位体プライバシー」の領域の中にはなく、プライバシーの前提や実際の経験に欠ける。家庭に対する不介入の解釈は、適切な家庭の役割を果たせるかどうかにかかってくる。⁽⁴⁹⁾

他律的な家庭での親の役割は二人の婚姻した個人に対して相互に分配されるのに対し、シングルマザーではその配分が一人の個人に落ち込んでしまう。これにより、「適正な家庭の役割」の「適正性」は失われ、州の政策としての不介入はその正当性を失う。父親の役割を遂行できないことに面して、州がその空白を埋めることになる。⁽⁵⁰⁾単位体プライバシーを享受するに値するものとして、片親のみの家庭を拒絶することは、未婚の女性は彼女の子どもの十分な養育を提供することができないという信念を前提をしている。単位体プライバシーを享受し、州の介入を受けないことができる者は、十分な養育を提供できる者であるとすれば、経済的に不十分は未婚女性は子どもの養育について州の介入から逃れる権利はなく、彼女は子どもについて十分な養育を行なうことができないと認識される。母の婚姻上の位置によって示される母子関係の不十分性により、そのような「不十分」な家庭に対する州の規制権限（police power）の行使が正当化される。⁽⁵¹⁾

また次のような主張もある。家庭のプライバシーが保護するのは親の権限である。それは州からの介入を受けないといった消極的な自由の領域ではなく、責任ある市民の育成のためにあることを意味する。もちろん、親の権限は無制限というわけではない。そのような制限は家庭生活の公的目標という意味において設定される。親の権限は、それが責任ある市民としての個人の育成を損ねるときには濫用となる。親の権限の境界線は「よき市民」についての強い基準的見解を家庭生活に注入するように設定される。親の権限は、リベラルデモク

ラシーに参加できることができるような市民をつくりあげること尽くすために行使されなければならない。⁽⁵²⁾

そして次のように理解される。次世代の市民を創る能力に欠けると考えられる家庭に対して、リベラルデモクラシーの保護のため州による介入が要求される。もし、州が家庭に介入することが「リベラルな民主主義秩序」の保持について危険にさらすのであれば、同様に、単位体プライバシーを十分に享受できない家庭に介入しないことはリベラルな民主主義を危険にさらす。家族は究極的には生産的市民を育成するという仮定は、家庭の経済的不十分性により否定されてしまうであろう。⁽⁵³⁾

このように「不十分」な家庭はプライバシーを享受し得ず、政府による介入を受ける必要があるとの認識があることを見た。このような「不十分」な家庭として論者は経済的に不十分であること挙げているが、それ以外にもDVや児童虐待が行なわれている家庭、あるいは親がアルコールやドラッグにのめり込んでいる場合などもその範囲に含まれると考えられるかも知れない。次世代のあるいは将来のよき市民の育成ということは、子どもの福祉のためであることを意味することが大きいと考えられるかも知れない。次節では、子どもの福祉と州の介入の必要性との関係について述べる。

4. 生まれてくる子どもの利益

次のような解釈がある。出生前のケアサービスを求める家庭は、その経済的生存を政府に頼っていることから、その者たちは、自律した家庭の単位として存在するということはできず、これらの家庭は結果として政府による介入が存しあるいは続く。家庭というものはある意味で政府の活動から離れて、政府の産物としてではなく自然な形態として存在する能力を持つ。「公的な家庭」はこの基本的な仮定を失っている。「自然」な形態とは対照的に政府によって変曲させられた形態にあるという二元性状況にあって、「公的家庭」はその「自然性」を失っており、そしてその結果、プライバシーを失う。⁽⁵⁴⁾

このような場合には、家庭単位体にプライバシーが保障されるという考え方が整合するかも知れない。しかし、母親となる女性個人のプライバシーは侵害されることになるであろう。経済的に自立できない家庭は政府による保護を受けることになるが、その補助を通じて政府に監督される関係に入ってしまうことになるかも知れない。先に記したように、父親・夫の不在による空白を政府（州）が埋める、あるいはリベラル民主主義社会に適応できるような市民を育成できない家庭には政府（州）による介入が必要とされるという考え方がある。次世代（将来）の市民の育成が家庭の重要な役割であり、その遂行が不十分な家庭に対しては政府が介入し、適正な市民の育成のためにコミットしなければならないという解釈ないし認識は十分に説得力をもつかもしいとも考えられるが、それにより未婚の妊娠女性のプライバシーを後退させることができるという解釈を直ちに導きだすことができるであろうか、あるいはそれは適切であると言えるであろうか。

政府による介入を正当化する考え方は、次のようにも主張する。生まれてくる子どもやすでに生まれた子どもに対して、虐待やネグレクトから保護するという政府利益が存する⁽⁵⁵⁾。そのような利益が強大である限り、政府は家庭あるいは親と子どもの関係について介入する権限を有する⁽⁵⁶⁾。状況により必要とあれば政府が親の権利を制限することの正当性については、大半の論者は疑義を提示していない⁽⁵⁷⁾。子どもに対する脅威がその子の親からもたらされるのであれば、親の権利の制限を正当化することが可能であるような条件を構成するような「強大な利益」は、子どもの安全をそのような害から保護する政府利益として存する⁽⁵⁸⁾。

実際の活動として、州のサービス部門は、経済的に不十分な女性の子どもをケアする能力についてではなく、その女性の個人的な欠点を見出すことに焦点をあてる。子どもが害されているかあるいは害されるリスクにさらされているかということよりも、その親がパートナーやアルコール、そして子どもに受けさせる教育などについて適切な選択ができるかどうかについて審査しようとする

る。そして州による介入は子どもの保護を超えて、母親の生活のあらゆる領域について、よい母親をつくるという名目で範囲を拡大する⁽⁵⁹⁾。しかし、プライバシー権や自由の利益は、子どもの幼少期の教育やしつけに向けられた個人の権利についてそのように多大に存在するものではなく、自己にとってプライベートで親密な情報を保持するそして自律的に決定を行う個人の権利について存するものである。そのような比較を行なうことが侵害的であるとの主張もある⁽⁶⁰⁾。

子どもの保護の重要性はよく主張されることである。それにより、親の権利やプライバシーが侵害されることはやむを得ない、なぜなら「子どもには罪はないから」である、という理解はよく言われているところである。しかし、政府による親の権利の制限が正当化されるのは、子どもを虐待やネグレクトから保護するのに必要なときのみであり⁽⁶¹⁾、そして、子どもを保護する利益は、女性のプライバシー権や自由の利益を傷つけることになるような侵害について考慮することなしに、追及されてはならないと主張される⁽⁶²⁾。女性の尊厳や自律を損なうことがないような審査方法や支援方法を構築していくことが求められよう。

第3章 私的領域への浸透

1. 公私二分論の再考

過去20年にわたり、特に英語使用圏においては、民間部門の価値観や方法を政府機構に採り入れる試みを続けてきた、米国では、政府の規模を縮小する政策が促進され、実際の規制レベルや執行は民間部門に委ねることが推奨されてきた⁽⁶³⁾。これらの民間化の動きにより平等保護の試みが喚起された。米国での平等に関する法律論は差別禁止を前進させ、その論理は主として民間部門に反映された。民間化の脈絡においてジェンダーによる司法の試みは防御的に機能した。差別禁止の運動は、現行の不平等をより広範な好ましいジェンダーバランスへとシフトすることよりはむしろ、差別行為を処罰したり防止することに求められた。このような試みはジェンダーに基づく力の不均一を修正することはできなかつた⁽⁶⁴⁾。米国の法律論は男女割当を回避しているものの、経済危機⁽⁶⁵⁾

などにより、自由市場推奨者の政府介入に対する恐れは、少しずつ緩和され始めた。⁽⁶⁶⁾

つい最近までは、市場に対する公的な介入は非常に不人気であった。ところが突然起きた財政危機により、世界中の政府は世界有数の大銀行に直接利害を持ち始めた。比較的保守的な経済学者の口からも国有化がでてくるようになった。このようなシフトは、公的部門と民間部門との関係について新たな考察の開始をもたらした。⁽⁶⁷⁾

ところで、1960年代初頭あたりから、家庭生活における女性の役割は検証され批判される対象となった。⁽⁶⁸⁾「私的」家庭の意味あいにより、女性は労働や暴力その他の不利益を課された。多くの社会法プロジェクトがこれらの状況に対応して発展した。これらの試みにも拘わらず、法律は「私的」領域をその保護を超えるものとみなし、女性を私的に悩ませられるフレームに追いやり、そして性差別主義者による抑圧を「公的」規制の問題とみなした。フェミニストのスローガンである「個人的なことは政治的なこと」は、私的な世界の出来事を公的な問題として詳しく審査することの重要性を表していた。⁽⁶⁹⁾

公的私的の分離について次のように指摘する論者もいる。公的私的分離論の初期の動きに従って、法律学者たちは公的領域と私的領域の二分法の重要な構成要素を解明した。そのような用語が適切であるかどうかは別として、公的私的二分法は解体批評としては市場においても家庭においても効力を発した。またこのような二分法は、フェミニストの分析である政府・市民社会そして市場・家庭分離にも関係してくる。前者は政府とそれ以外の社会的公的グループや個人そして非政府グループを区別し、後者は市場や労働そして商業といった公共的な領域を家庭といった私的な領域から分離する。「公的・私的」の用語を用いることにより、国と非政府の活動が二分化され、同様に市場と家庭が二分化される。⁽⁷⁰⁾

そして、市場と家庭は非政府の要素として特徴づけられる。それにより非政府は市場と家庭との双方に結びつけられる。この構図により、政府が非政府機

構、市場そして家庭に及ぼす権限と、市場が家庭に及ぼす影響力とを描き出すことができる。市場はそれ自身、政府の外部にあるものとして見られるが、市場は現実には政府の構造物として存在する⁽⁷¹⁾。「真にプライベートなものはない」と主張され次のような三つの式が示される。自己を尊重するプライベート、契約や所有の観点からなる私的組織、自由としてのプライベート、である⁽⁷²⁾。これらはすべて公的であると言える。契約や所有権は、家庭内におけるものにおいても、政府の規制の下に存在する。そのように政府は「個人」の決定に影響を及ぼす。政府による法律は、法人の構成や市場の構造を定め、それ故に、政府と市場は結び付けられると主張される⁽⁷³⁾。

2. 公的領域における権利

公的・私的領域と男女の社会的役割を平行に捉えて考察する考え方もある。市民社会や政治社会における人権は公的側面において存すると見られ、それにより家庭内における女性の保護が疎かにされてきた。政府の役割はジェンダー分化されている。なぜなら、すべての社会において男性が政治や政府の公的領域を支配し、女性は家庭での私的領域に関わっているからである。また、公的機関は政府のアクターや政府が所有する企業といった他の公的組織のみを規制すべきであり、市場は私的な部門を支援し、企業は誰が運営するかについてそれ自身で決定し、その決定について公的規制の対象とするべきではないことを保持すべきである⁽⁷⁴⁾。だが、そのような分離要求にも拘わらず、公的機関は私的機関に直接に影響している。企業は法律によって創造された人工的な法人格であり、そのような企業が監督官庁の命令に従わないのであれば、そのような企業は法律によって解体されるべきであると主張される⁽⁷⁵⁾。

この考え方は、政府による公的領域における機構や組織の規制は直接に公的部門における関係について、それらの規制が私的領域にも影響を及ぼすことや、政府が私的企業の創設や活動について法律で定めをしていることから、純粋に「私的」な組織や制度はないという思考であるようだが、そのようにただちに

結びつけることが可能であるかは疑問の残るところである。ただし、私的領域における弱者保護という観点からの政府の介入は考慮されなければならないであろう。

ある論者によると、介入の態様には二つのタイプがあり、「穏健」な対応と「急進的」な対応とがある。「穏健」な対応はさらに二つあり、ひとつは、「ソフト」な対応であり、DVのように孤立化した出来事から来る被害者を保護するための政府の介入である。いまひとつは、「ハード」な対応であり、本来的に抑圧された家族の被害者を保護するために政府が継続的に介入することである⁽⁷⁶⁾。そしてこの「ハード」な修正を国際レベルに拡張すべきであり、国際的な人権は、女性の権利の侵害、それが非政府アクターにより行なわれたとしても、それらの侵害を防ぐために行動すべきであると主張される⁽⁷⁷⁾。

先の論者は、公共的市場から「女性の活動の場」を排除することは女性を害することになること、女性が企業の経営に参加することは、女性個人の機会を創造することのみならず、社会や経済にも広く影響をもたらすことを主張する。そしてジェンダー平等の目標と人権についての国際的な法律との関係についての論理を進めようとしている⁽⁷⁸⁾。そして、女性が従属的地位に甘んじることあるいは社会において副次的な役割しか担うことができないのではなく、企業においてリーダーシップを発揮することにより、私的企業の業務を執行するにあたって公的基準を採りこんでいく役割を推進することに資すると主張する⁽⁷⁹⁾。

公共的市場、高度に公的な役割を担っている市場における女性の進出、企業の経営等の意思決定過程に女性がより多く参加することが、ジェンダー平等の実現を進めることになるとの考えであると推測される。それでは、そのように女性が社会（民間企業）に進出するためには、どのような手法や制度ないし公的政策が必要となってくるか、そしてその効果について考察されなければならないであろう。

3. 計上されない経済活動

フェミニストの経済学者は私的領域における女性の仕事 (work), 「計上されない (unaccounted) 経済」を勘案に入れ掘り起こそうとしようとする。女性の仕事は、多くはインフォーマルな経済における労働からなり、そのために明確な金銭的価値あるいは効果的な評価方法を得ることができない。多くの女性たちは今なお、労働として価値の得られる「公式」な経済活動に従事していない。女性は多くの場合、家族のメンバーあるいは閉ざされた関係の人々のために仕事を行い、その結果、それらの多くは非公式に補償されるかあるいはまったく補償されない。それらの仕事は直接的には報酬を与えられずそして評価することが困難なため、経済学者はこれを「非市場的労働」としてきた。経済学者が女性の非市場的な仕事を無視してきたため、それはGDP計算の要素として採り入れられなかった。⁽⁸⁰⁾

さらに無価値であるがために、女性は男性よりはるかに長い時間で労働できることになる。家庭における無価値の労働は、費用と利益 (cost/benefit) のバランスを歪める。女性がこれらの仕事により多くの時間を費やすほど、限界収益における社会的コストはより高くなり、そして限界収益における社会がうける利益は低くなる。このように女性の仕事を公式の経済から排除することは破壊的な効果を生ずるため、多くの経済学者たちは、そのような仕事の価値についてその有用性を合理化するための評価を試みてきた。だが、女性の労働については異なった質と使用価値を有するため、それらについてはほとんど評価不能である。⁽⁸¹⁾

子どものケアや家事などについて明確な補助金で置き換えるという主張もある。子どものケアの重要性、その社会的価値は今では可視的であり、家庭に閉じ込められた女性によるそれらについての供給について報償をあたえるべきであるとする。⁽⁸²⁾

先の論者は次のように主張する。社会的な地位は、収入を得る能力といった富やあるいは富の可能性に依拠することがしばしばある。家庭と国のレベルと

の双方において、女性の仕事に価値を認めることは、女性の社会的地位をシフトすることになるかも知れない。女性に対する虐待の多くは、彼女たちは国の経済について多くを貢献することができないという前提に結びついている。もし、女性の仕事の有償とされるのであれば、リソースを女性に向けてシフトすることにより、彼女たちの社会的地位を改善できるかも知れない。⁽⁸³⁾

また、女性のいわゆるアンペイドワークについて有償化することを推奨する論者たちは、女性の労働に対して金銭的な価値をあてはめることにより、女性の社会的地位を増加させそして女性に対する虐待を減少させることができると主張する。⁽⁸⁴⁾

だがこのような提案ないし考え方に対しては、フェミニストから反対の意見も提示されている。女性の仕事を金銭化することは重要でないばかりか、それらの価値を低めることにつながるように見える。女性が労働力として参加し取り引されることが増加することにより、多くの女性にとっては直接に財産的補償が得られることになるであろうが、そのことにより公式で公共的な仕事はそれを選択することよりむしろ義務的になることが多いように見られる。そのような仕事は、女性が単に私的でそして金銭にならない仕事を行っていた従前の経済構造のときよりも、より女性を犠牲にすることになるであろうと主張される。⁽⁸⁵⁾

4. 少数派としての女性勤労者

女性の社会参加、企業における女性の勤労者について少し述べる。企業の意思決定の地位に女性が就くことは、企業経営と意思決定を異なったスタイルに導いてゆくと主張する論者もいる。誰が企業を運営するかについての方針を変革することは、高学歴の女性のキャリアの見通しを改善することと同時にジェンダー平等を強化することになるであろう。同姓のみのグループではしばしば同様の経験と意見を持つ傾向にあり、新しいアイデアを生み出す機能や、よりよい解決策を見いだすことを失うことになる、男性グループと女性グループ

では大きな相違が存在する。コミュニケーションやチームワークにおけるジェンダーに基づく相違は、フェミニストが永年にわたって主張してきたところの問題解決についての新しい方法を創り出すことであろうと主張される。⁽⁸⁶⁾

だが次のような主張もある。多数派が少数派からのメンバーに直面したときの行動について懸念される。そのメンバーはジョークや批判の対象をして扱われたりあるいはなったりすることがある。少数派からのメンバーが追加されると、多数派に対する脅威と認識される、これらの理由により、女性が上級の経営上の地位に登用されることはほとんどない。⁽⁸⁷⁾

また、支配的グループは互いに集まってその共通性を強調し、少数派グループを集中して査察する対象とする。女性は、職場で彼女自身の業績よりもむしろ「女性の地位」として、より注意を惹き、すべての女性のために発言するように求められるといったような様々な行動上のプレッシャーに直面すると指摘される。⁽⁸⁸⁾

先の論者は、この問題についての最も直接的な解決法はジェンダー割当(quota)であると主張する。このような問題は社会問題であると同時に政治的なものであるから、政府部門において女性の代表者をふやす試みが求められる。女性のメンバーの増加なくして、ジェンダー多様性の改善についての進歩があったと言うことは困難であろう。もしすべての企業がジェンダーバランスを高いレベルで実現できるような仕組みを採用したのならば、変化はもたらされるであろう。さらにジェンダー割当は男性にもメリットを与えるであろう。高度な教育を受けた女性や執行的地位にある女性が多数派を形成するところでは、男性はジェンダー割当により保護を受けることになるであろうと主張される。⁽⁸⁹⁾

だが次のような研究報告もある。男性と女性の賃金格差は、現実には、不平等主義の男性とそれ以外の者との格差であることが示されている。女性は伝統的役割にあるべきであると信じる男性はそうでない男性より \$8,549 多く収入を得ており、より平等的な役割を信じる女性は伝統的なジェンダーの役割を信じる女性より多くの収入を得ている。力のジェンダーによる構造は、生物的な

性別より重大な作用をなしているようであることがわれる⁽⁹⁰⁾とする。

この研究報告は、男性についてはジェンダー不均衡を支持する者がより多く稼ぎ、女性についてはジェンダー平等を支持する者がより多く稼いでいることを示している。それはつまり、男女を問わず、よりアグレッシブに働こうとする者が多く稼いでいることが見て取れるようである。この「アグレッシブ」の意味についてはさらに考察が求められると考える。単純に考えれば、男女ともに、より「男性的」に働く方が稼ぎがよいという意味にもとれそうである。そのように「男性的」の意味を解するのであれば、それはまさにジェンダーバイアスそのものあるいはジェンダー役割の固定化であるかも知れないと考えることができるからである。DVの根底にあるものはジェンダーバイアスであるとよく言われる。それならばジェンダーバイアスや「男性的」「女性的」の意味についてさらなる深い考察が必要であると考えられよう。

日本法への示唆～むすびにかえて～

日本DV法（配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律：日本DV法と略す）においてはDV加害者に対する刑事処罰は規定されていないので、1章で述べたことは直接には関係ないかも知れない。続く2章において福祉受給者のプライバシーについて述べたことと相まって、被害者のプライバシーや自己決定の権利について理解するにあって資するものとなるかも知れないと考える。2章においては、子どもの虐待の未然の防止やそれに関連して母親の資質のようなことについてまで、公的機関による審査や指示あるいは監督を受けることになることがあることを見た。児童虐待の防止という観点から、このような詳細な介入を行なうことにも一理あるとも言えるが、その詳細さ故に逆に母親のプライバシーや自己決定の権利を侵害することになるという欠点を持つ。

ここで、日本においてはDVの被害者がパートナーから離れることができない理由の第一は、「経済的な不安」であり、また被害者の自立生活にむけての⁽⁹¹⁾

困難の理由の第一は「当面の生活をするために必要なお金がない」で、54.9%を占める。⁽⁹²⁾日本においては女性の就職の困難さが自立生活を阻害する最大の要因である。それらの要因を取り除くあるいは軽減する方策としては、ひとつは女性の社会進出の促進が考えられ、またあるひとつはDV被害者に対する福祉的な観点からの支援であると考えられる。これらが解決策のすべてではないと考えるが、当面の対策としてはこれらの二つを推進することが求められると考える。

女性の社会進出は男女共同参画の問題であり、そこでよく言われることはまず政府部門において女性の割合を増やすことである。さらには、公的な基準を私企業にも採用させていくことであるかも知れない。この方法を進めるにあたっての理論は、日本においては、いわゆる「憲法の間接適用論」を用いることができるかも知れない。

また、DVの被害者に対する公的な支援、補助金の交付などについては、日本においてはたとえば生活保護を受けるなどであるが、その受給資格を審査するにあたっては申請者の主に収入について審査するために、虐待の防止をいった観点から申請者のプライバシーを侵害するといった問題は起る可能性が低いと考えられよう。ただ、現行法のシステムにおいては生活保護や子育て支援、DV被害者に対する支援金の支給などはそれぞれ別の手続で行なわれているために、これらを一括して申請できるような法制度のシステムを構築することが好ましいかも知れない。そのためには例えば、日本DV法においてそのようなシステムを設けるような条文を追加することが求められるかも知れない。だがその場合においては、受給資格を審査するにあたってDV被害者という観点からも審査することになるであろうから、本稿で述べたような申請者に対するプライバシーや自己決定の権利について侵害が生じる可能性も否定できないかも知れない。さらには、政府による公的支給の権限は、経済的に不十分な人々を監督するためのテックニックとして用いられるという怖れもあるかも知れない。⁽⁹⁴⁾

日本DV法はまだまだ改良するところが多いと考えられるかも知れない。そのように日本DV法が後進的であると言えるかどうかは別として、被害者の保護・救済のために公的機関がなすべきことあるいはできることとその場合に生じ得るかもしれない問題点についてさらに考察を続ける所存である。

注釈

- (1) 拙稿『日本DV法は後進的か?』経済理論 341号(和歌山大学経済学会, 2008年) 65頁。
- (2) 拙稿『DVにおける強制介入と被害者の意思』経済理論 354号(和歌山大学経済学会 2010年) 31頁。
- (3) Margaret E. Johnson, *Balancing Liberty, Dignity, And Safety: The Impact Of Domestic Violence Lethality Screening*, 32 *Cardozo Law Review* 519, 522 (2011).
- (4) Elizabeth M. Schneider, *Battered Women & Feminist Lawmaking* 66 (2000), at 186.
- (5) Johnson, *Supra* note 3, at 523.
- (6) *Id.*
- (7) *Id.* at 527.
- (8) *Id.*
- (9) *Id.* at 530.
- (10) *Id.* at 531.
- (11) *Lethality Assessment Program for First Responders: Learning to Read the Danger* (n.d.) [hereinafter *Lethality Assessment Program for First Responders*], available at <http://mnadv.org/Natl%2520LAP%2520Packetns.pdf>.
- (12) *Id.*
- (13) 拙稿, 前掲(1)。
- (14) Johnson, *Supra* note 3, at 544.
- (15) *Id.* at 544, 545.
- (16) Schneider, *supra* note 4, at 87.
- (17) *Lawrence v. Texas*, 539 U.S. 558, 567 (2003).
- (18) *Cruzan v. Dir., Mo. Dep't of Health*, 497 U.S. 261, 280 (1990).
- (19) *Id.*
- (20) Johnson, *Supra* note 3, at 551.
- (21) Donna Coker, *Crime Control and Feminist Law Reform in Domestic Violence Law: A Criminal Law Review* 4 *Buffalo Criminal Law Review* 801, 822 (2001) .
- (22) Cyra Akila Choudhury, *Exporting Subjects: Globalizing Family Law Progress*

- Through International Human Rights, 52 Michigan Journal of International Law 259 (2011) , citing Suan Moller Okin, Justice, Gender, and the Family 25–40 (1989).
- (23) Choudhury, *Supra* note 22, at 265.
- (24) *Id.* at 275.
- (25) *Id.* at 269–270.
- (26) *Id.* at 271.
- (27) Aya Gruber, The Feminist War on Crime, 92 Iowa Law Review 741, 762–63 (2007) .
- (28) Choudhury, *supra* note 22, at 273, 274.
- (29) *Id.* at 276, citing Martha C. Nussbaum, Women and Human Development: The Capabilities Approach 174–186, 230–240.
- (30) Choudhury, *Supra* note 22, at 277, 278.
- (31) *Id.* at 290.
- (32) *Griswold v. Connecticut*, 381 U.S. 479, 485–86 (1965).
- (33) *Eisenstadt v. Baird*, 405 U.S. 438, 454 (1972).
- (34) 381 U.S. 479, 480 (1965).
- (35) Khiara M. Bridges, Privacy Rights And Public Families, 34 Harvard Journal of Law & Gender 113 (2011) at 139.
- (36) 405 U.S. 438, 4453 n.1 (1972).
- (37) *Id.*
- (38) 491 U.S. 110 (1989) at 125–27.
- (39) *Id.* at 124–27.
- (40) *Id.*
- (41) Frances E. Olsen, The Family and the Market: A Study of Ideology and Legal Reform, 96 Harvard Law Review 1497, 1504 (1983).
- (42) *Lawrence v. Texas*, 539 U.S. 558, 567 (2003).
- (43) Bridges, *Supra* note 35, at 123.
- (44) *Id.* at 117.
- (45) *Id.* at 118.
- (46) *Id.* at 119.
- (47) *Id.* at 123–124.
- (48) *Id.* at 148.
- (49) Olsen, *Supra* note 41, at 1506.
- (50) Bridges, *Supra* note 35, at 149.
- (51) *Id.* at 150.
- (52) Anne C. Dailey, Constitutional Privacy and the Just Family, 67 Tulana Law Review 955, 991 (1993).
- (53) Bridges, *Supra* note 35, at 151, citing Laura A. Rosenbury, Between Home and School, 155 University of Pennsylvania Law Review 833, 889–90 (2007) .

- (54) Bridges, *Supra* note 35, at 154.
- (55) Annette Ruth Appell, *Virtual Mothers and the Meaning of Parenthood*, 34 *University of Michigan Journal of Law Reform* 683, 788 (2001).
- (56) Sally K. Christie, *Foster Care Reform in New York City: Justice for All*, 36 *Columbia Journal of Law and Social Problems* 1, 27 (2002).
- (57) Bridges, *Supra* note 35, at 160.
- (58) Appell, *Supra* note 55, at 703.
- (59) *Id.* at 587, 605.
- (60) Bridges, *Supra* note 35, at 161.
- (61) *Id.*
- (62) *Id.* at 158.
- (63) Darren Rosenblum, *Feminizing Capital: A Corporate Imperative*, 6 *Berkeley Business Law Journal* 55 (2009) at 57.
- (64) *Id.*
- (65) Darren Rosenblum, *Internalizing Gender: Why International Law Theory Should Adopt Comparative Methods*, 45 *Colum. J. Transnat'l L.* 759 (2007)
- (66) Citing Liz Robbins, *Tax Day is Met with Tea Parties*, *N.Y. Times*, Apr. 15, 2009, available at <http://www.nytimes.com/2009/04/16/us/politics/16taxday.html>.
- (67) Rosenblum, *Supra* note 63, at 68.
- (68) Citing, Diana Russell published her “pioneering book” *The Politics of Rape* (1984).
- (69) Rosenblum, *Supra* note 63, at 69.
- (70) *Id.*
- (71) *Id.* at 70.
- (72) Ruth Gavison focuses on the external challenge to the distinction and the many “senses” of the public/private distinction in *Feminism and the Public/Private Distinction*, 45 *Stanford Law Review* 1, 6 (1992).
- (73) Rosenblum, *Supra* note 63, at 71.
- (74) *Id.* at 72, 73.
- (75) *Id.* at 73.
- (76) Ruth, *Supra* Note 72, at 163.
- (77) *Id.* at 162.
- (78) Rosenblum, *Supra* note 63, at 73.
- (79) *Id.*
- (80) *Id.* at 74, 75.
- (81) *Id.* at 76, 77.
- (82) *Id.* at 78, citing Jagdish Bhagwati, *In Defense of Globalization* 79 (2004).
- (83) Rosenblum, *Supra* note 63, at 78.
- (84) Uche U. Ewelukwa, *Centuries of Globalization; Centuries of Exclusion: African*

- Women, Human Rights and the “New” International Trade Regime, 20 Berkeley Journal of Gender, Law & Justice 75, 80 (2005).
- (85) Rosenblum, *Supra* note 63, at 79, Citing Lourdes Beneria, Gender, Development and Globalization 136 (2003).
- (86) Lisa Nicholson, Women and the “New” Corporate Governance: Making In-Roads to Corporate General Counsel Positions: It’s Only a Matter of Time?, 65 Maryland Law Review 625, 634 (2006).
- (87) Lani Guinier, The Triumph of Tokenism, 89 Michigan Law Review 1077 (1991).
- (88) Rosenblum, *Supra* note 63, at 83, Citing Douglas M. Branson, No Seat at the Table: How Corporate Governance and Law Keep Women out of the Boardroom 109 (2007).
- (89) Rosenblum, *Supra* note 63, at 89.
- (90) Timothy A. Judge & Beth A. Livingston, Is the Gap More Than Gender: A Longitudinal Analysis of Gender, Gender Role Orientation, and Earnings, 93 Journal of Applied Psychology 994 (2008).
- (91) 男女共同参画局のHPより
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/chousagaiyou2103.pdf>
最終アクセス 2011/04/06
- (92) 男女共同参画局のHPより
<http://www.gender.go.jp/dv/ziritusien-1901kekka.pdf>
最終アクセス 2011/04/06
- (93) Rosenblum, *Supra* note 63, at 84.
- (94) Bridges, *Supra* note 35, at 170.